

令和6年度放射能濃度測定結果

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づき実施した特定一般廃棄物処理施設の放射能濃度測定結果は次のとおりです。

測定月	清掃センター最終処分場（新里町）					
	地下水 (Bq/L)		放流水 (Bq/L)		換算濃度	
	上流	下流	Cs-134	Cs-137	計算値	基準値
4	不検出	不検出	不検出	12	0.30	1 以下
5	不検出	不検出	不検出	不検出	0.28	
6	不検出	不検出	不検出	不検出	0.28	
7	不検出	不検出	不検出	不検出	0.28	
8	不検出	不検出	不検出	不検出	0.28	
9	不検出	不検出	不検出	不検出	0.28	
10	不検出	不検出	不検出	不検出	0.28	
11	不検出	2	不検出	16	0.34	
12	不検出	不検出	不検出	17	0.36	
1	不検出	不検出	不検出	19	0.38	
2	不検出	不検出	不検出	18	0.37	
3	不検出	不検出	不検出	18	0.37	
最大値	－	2	－	19	0.38	－
平均値	－	2	－	17	0.31	－
検出下限値	1	1	10	10	－	－

※分析結果が検出下限未満であった場合は、「不検出」と表示する。
※濃度限度に対する割合の計算において、分析結果が検出下限未満であった場合は検出下限値を用いて計算する。

【参考】 特定一般廃棄物の最終処分場に係る特別の維持管理基準

放射性セシウムによる周辺の人の健康や生活環境への影響がないよう、放流水中の放射性セシウムの濃度について、3ヵ月間の平均濃度が、以下の式により算出した値（セシウム134 とセシウム137 の各濃度限度に対する割合の和）が1を越えないように管理する必要がある。

$$\frac{\text{Cs134の濃度(Bq/ℓ)}}{60} + \frac{\text{Cs137の濃度(Bq/ℓ)}}{90} \leq 1$$